

報告第十七号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十四年九月二十五日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	希望の家新館建設工事	塚本建設株式会社 代表取締役 塚本 利夫	24.3.23 (188 日間)	円 489,510,000	今回 24.7.25	円 498,603,000(9,093,000) (1.9%)	一般土としての処分を予定していた建設発生土の一部を汚染土壌としての処分に変更したこと等による増
土 木 工 事	上一色中橋架替工事(その 3)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正治	23.7.8 (289 日間)	円 505,586,550	今回 24.7.27	円 507,298,050(1,711,500) (0.3%)	現場内搬入路の計画変更により、工事完了時における管理用通路の舗装工、護岸ブロック等の復旧範囲が拡大したこと等による増